

公示送達書

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公示する。なお、この書類は、米原市市民部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和8年9月3日

米原市長 角田 航也



記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所または事業所	備考
令和8年度固定資産税 第1期督促状	株式会社 ブルーワールド	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	株式会社 ブルーワールド	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	環境ビジネスサポート合同会社	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	亡山田十蔵相続財産 山田重幸	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	株式会社 アバニティライフ	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	株式会社 MKコーポレーション	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	亡井関 三男 相続財産 井関 光好	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	ピステジャポン伊吹 有限会社	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	水谷 明	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	藤田 徹	
令和8年度固定資産税 第2期督促状	小川 ルアンルン	

(注意事項) この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達が行われたものとみなされます。